

全 員 協 議 会 資 料
令 和 年 月 日

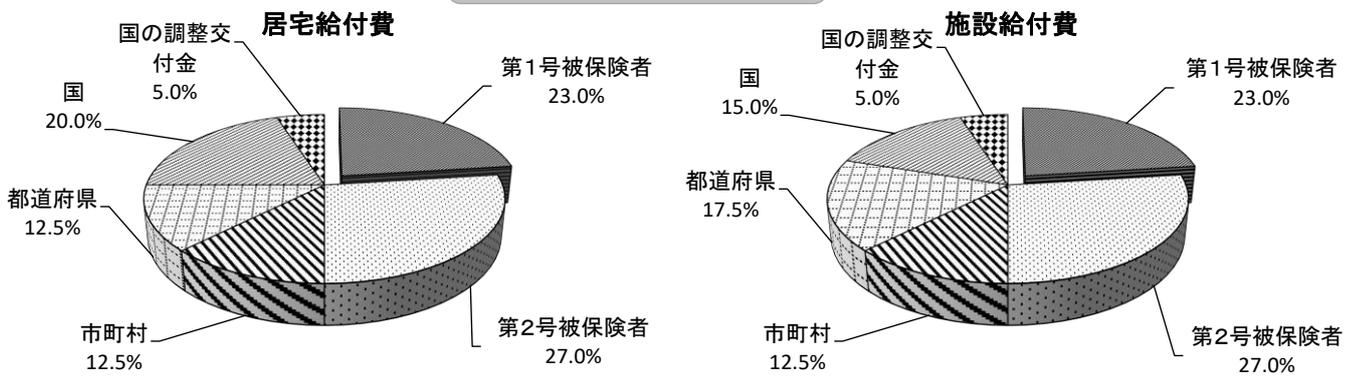
東大和市介護保険料の保険料率等の改定（案）に
ついて

1 介護保険制度の財源構成

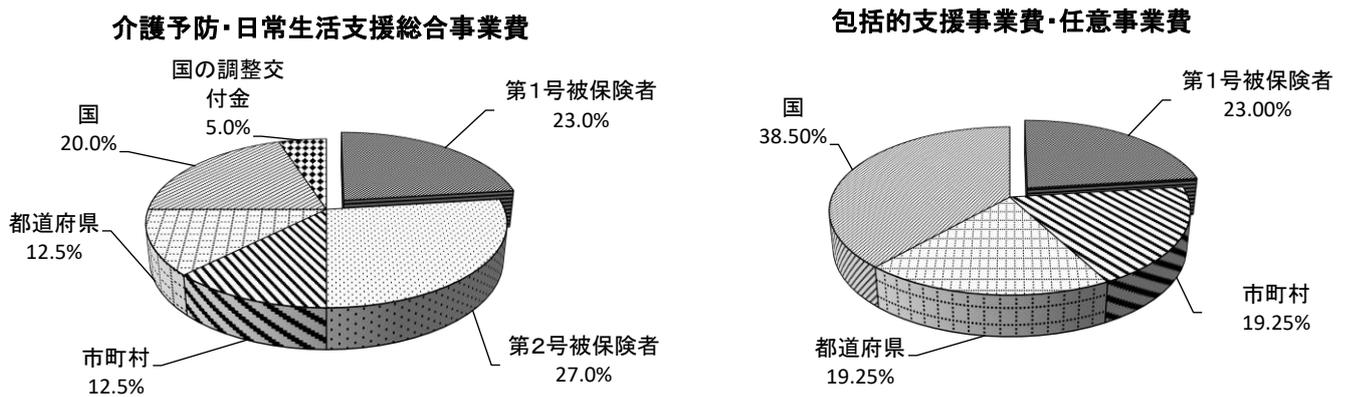
「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の計画期間（令和3年度から令和5年度まで）、以下「第8期計画期間」という。」中における介護保険財源の負担割合は、標準給付費などの介護保険事業費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分は被保険者から徴収する保険料を財源としています。

第1号被保険者の負担割合は、第7期と同様に、介護給付費の23%となります。

標準給付費の負担割合



地域支援事業費の負担割合



2 介護保険料の設定に影響をあたえる事項

第8期の介護保険料は、標準給付費見込額と地域支援事業費に、次の事項を踏まえて設定いたします。

①介護報酬改定等の影響

令和3年度介護報酬改定率は0.70%の増（うち、0.05%分は、新型コロナウイルス感染症対応分）とされています。

②調整交付金

国の負担となる調整交付金は、後期高齢者数の人口における割合等の係数から交付率が決定されます。交付率が5%を下回った場合、不足する部分については、第1号被保険者の負担する介護保険料により補うことになっており、当市の交付割合は、4.625%を見込んでいます。

③介護給付費等準備基金

介護保険の事業計画期間中に生じた剰余金は、市の介護給付費等準備基金に積み立てられます。その残高は、令和2年度末時点で約7億5,600万円を見込んでいます。第8期計画期間では、このうち7億円を取り崩し第1号被保険者の保険料軽減を図ります。

④公費投入による保険料の軽減

低所得者に関わる介護保険料の負担軽減を目的として、市民税非課税世帯である被保険者（所得段階の第1段階から第3段階まで）を対象に、令和2年度に引き続き保険料基準額に対する負担割合の軽減を行います。

なお、第1段階と第2段階の保険料については、令和2年度と同額とします。

⑤施設整備による影響

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備については、今後の高齢者の増加状況を踏まえると、現段階では100床程度の規模の施設が必要と想定されますが、施設整備に要する準備期間を考慮して、第9期に供用を開始することを予定し、第8期の介護保険料には反映しておりません。

高齢者ほっと支援センターは、第8期の計画期間中に新たに1施設を整備し、4施設体制を目指すため、これに要する地域支援事業費を見込んでいます。

3 介護保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力を反映して保険料段階別の負担割合を設定しています。第7期計画では、13段階での設定を行っていましたが、第8期では、14段階の設定を行い、多段階化を図ります。具体的には、第7期計画の13段階（市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上）の上に、1段階（市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上）新設します。

4 第1号被保険者保険料基準額

保険料基準額は、保険料収納必要額を所得段階別負担割合で調整した、第8期計画期間中の第1号被保険者の延べ人数で除して求められます。

第8期介護保険料基準額（年額）	63,600円	（第7期 62,400円）
第8期介護保険料基準額（月額）	5,300円	（第7期 5,200円）

第1号被保険者の介護保険料

（単位：円）

項 目		第8期の合計
A	標準給付費見込額	21,033,395,485
B	地域支援事業費	1,311,865,569
B①	介護予防・日常生活支援総合事業費	839,816,613
B②	包括的支援事業・任意事業	472,048,956
C	第1号被保険者負担分相当額（=（A+B）×23%）	5,139,410,042
D	調整交付金相当額（=（A+B①）×5%）	1,093,660,605
E	調整交付金見込交付割合	4.625%
F	調整交付金見込額（=（A+B①）×E）※	1,011,636,000
N	市独自の保険料減免額	1,500,000
G	保健福祉事業費	31,047,000
H	保険者機能強化推進交付金等	60,000,000
I	準備基金取崩額	700,000,000
J	保険料収納必要額（=C+D-F+N+G-H-I）	4,493,981,647
K	予定保険料収納率	98.74%
L	収納率を踏まえた保険料収納必要額（=J÷K）	4,551,328,385
M	第1号被保険者保険料基準月額 （=L÷3か年の所得段階別加入割合補正後被保険者数71,568人÷12か月）※	5,300

※Fは千円未満、Mは百円未満を切り上げ

第8期東大和市介護保険料の段階設定（案）について <第7期との比較>

◎基準額100円上げ：5,200円→5,300円

◎所得段階1つ追加（500万円区切り）

第7期（現行）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
負担割合	基準額 × 0.307 (0.500)	基準額 × 0.500 (0.653)	基準額 × 0.692 (0.730)	基準額 × 0.884	基準額	基準額 × 1.153	基準額 × 1.269	基準額 × 1.500	基準額 × 1.673	基準額 × 1.807	基準額 × 1.960	基準額 × 2.115	基準額 × 2.268
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がある方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がある方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上の方
人数（令和2年10月1日時点）	4,165	1,807	1,682	3,043	2,739	2,625	3,572	1,832	674	480	174	84	300
保険料月額	1,600円 (2,600円)	2,600円 (3,400円)	3,600円 (3,800円)	4,600円	5,200円	6,000円	6,600円	7,800円	8,700円	9,400円	10,200円	11,000円	11,800円
保険料年額	19,200円 (31,200円)	31,200円 (40,800円)	43,200円 (45,600円)	55,200円	62,400円	72,000円	79,200円	93,600円	104,400円	112,800円	122,400円	132,000円	141,600円

第8期（案）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
負担割合	基準額 × 0.301 (0.500)	基準額 × 0.490 (0.710)	基準額 × 0.697 (0.730)	基準額 × 0.886	基準額	基準額 × 1.150	基準額 × 1.264	基準額 × 1.508	基準額 × 1.678	基準額 × 1.848	基準額 × 2.018	基準額 × 2.188	基準額 × 2.358	基準額 × 2.528
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がある方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がある方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1500万円以上の方
見込み人数	4,207	1,825	1,699	3,074	2,767	2,652	3,609	1,851	681	485	176	85	128	175
第7期との差（月額）	0	0	100	100	100	100	100	200	200	400	500	600	700	1,600
保険料月額	1,600円 (2,650円)	2,600円 (3,767円)	3,700円 (3,875円)	4,700円	5,300円	6,100円	6,700円	8,000円	8,900円	9,800円	10,700円	11,600円	12,500円	13,400円
保険料年額	19,200円 (31,800円)	31,200円 (45,200円)	44,400円 (46,500円)	56,400円	63,600円	73,200円	80,400円	96,000円	106,800円	117,600円	128,400円	139,200円	150,000円	160,800円

※第1～第3段階は公費（低所得者保険料軽減負担金）を投入し、負担軽減策を実施
 ※第8期の所得区分欄「合計所得金額」は、平成30年度税制改正（給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ基礎控除を同額引上げ）の影響を受けないよう算定した金額